

## 情報公開制度の見直しに係る第9回千葉県情報公開審査会会議録

1 日 時 平成16年7月7日(水)午前10時00分から午後0時15分まで

2 場 所 千葉県議会棟3階 第1委員会室

3 出席者

(1) 審査会委員

大田委員長、岩間委員、大友委員、瀧上委員、佐野委員、福武委員、横山委員

(2) 県

永妻政策法務課課長、和田室長(情報公開・個人情報センター)、その他事務局職員

4 議題

(1) 答申素案の検討について

(2) その他

5 会議の概要

議長は千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、大田委員長が務めた。

会議録署名人に岩間委員を指名した。

答申素案の検討について

大田議長 前回は答申骨子案について議論した。その後、審査会の意見を踏まえて整理した骨子案をインターネットに掲載するなどして、県民の皆様から意見を募集した。答申素案については、これまでに寄せられた意見及び骨子案に対する意見を整理し、それらを参考にした上で、素案として作成している。

寄せられた意見は12件あり、それを配布資料にまとめてある。この中の「取扱案」については、事前に各委員の意見を参考にしながら委員長の案として記載してある。この資料について事務局から説明願いたい。

配布資料「情報公開審査会へ寄せられた意見の整理」により、事務局(和田室長)から説明した。

- 大田議長 御質問、御意見がありましたら御自由に御発言ください
- 福武委員 これらの意見を寄せてくださった方には、これをそのまま渡すのか。それとも答申としてこうなりますよ、というものだけを出すのか。
- 和田室長 今回意見を出していただいた中に、回答が欲しいと言われているものがあるが、その分については委員長の指示をいただいて回答している。それ以外のものについては、特に直接御本人にこの回答を示すことまでは考えていない。今回、この資料については会議資料として公表させていただき、審議の結果、修正があれば修正後のものを公表させていただく。
- 瀧上委員 その公表はどのような方法ですか。
- 和田室長 今までと同様に、文書館の行政資料室に資料として配架し、併せて県のホームページに載せる。
- 瀧上委員 インターネットで意見募集して、その結果をインターネットに掲示して整理したものを公表するというのか。
- 和田室長 本日の会議資料として載せるということである。
- 瀧上委員 パブリックコメントだから、聞いただけ、という訳にはいかない。
- 福武委員 これをどう扱うかというのは、今回の答申素案の中にどう生かしていくかということになる。そうすると答申素案の方を具体的にどうするか、というのをやっていった方が良いのだろうと思う。
- 大田議長 では、これが答申素案にどう反映されているのか、ということも含めて、答申素案の方に入りたい。では答申素案のたたき台について、事務局から説明願いたい。

配布資料「答申素案(たたき台)」により、事務局(和田室長)から説明した。

- 福武委員 1頁で「千葉県情報公開推進委員会」というのが出てくる。以後、それを言うのに「推進委員会」と言ったり「情報公開推進委員会」と言ったり表現がバラバラである。
- 3頁(2)本文の「プライバシー保護に留意しつつ」という所は説明の「不必要に不開示の範囲が広がらないよう」という意味だと思うので、それを本文に入れた方が良いと思う。
- 5頁の説明 だが、「限定すべきではないかというものである。」と書

いてあるが、これは少し違うと思う。諮問そのものは限定することの是非を問うているだけであって、限定すべきではないか、というのは推進委員会の提言であり、それは分けておかないといけない。「推進委員会の提言は、限定すべきではないか、というものである」とするか、「諮問の趣旨、事項は限定することの是非である。」のどちらかにしておいていただきたい。次に5頁の説明。「・」の使い方であるが、「その必要性・不服申立てが提起された場合に」という書き方をすると、必要性と不服申立てが並列になる。書き方としては「その必要性や不服申立てが提起された場合」という形になると思う。

6頁(5)の説明から にか、2は条例へ明記することを検討すべきであるということと、特別な基準を設けるのは適当でない、というのがクシャクシャに入っているように思う。ここは、説明の「不開示事項を審議するもの等を除き、原則公開とする趣旨を明記することを検討すべきである。」というのが趣旨だと思う。そうしておいて、ただしそれ以外の特別な基準を設けるとすると、例えば硬直化するとか、いろんな問題があるから妥当ではない、という形にした方が良いと思う。もう少し整理した方が良いのではないかな。

8頁(7)の本文の「なお、」以下で、「実施機関と開示請求者等の問題は、」の所であるが、これは大量請求に見られる問題であって、一般的な問題ではないと思う。そこは、大量請求が見られるような問題、など、そういう限定をした方が良いのではないかなと思った。

10頁(8)説明の「基準策定に当たっては、拒否できる大量請求の概念として実質的に対応可能かどうかを」の所であるが、実質的に対応可能かどうか、という内容がよく分からない。むしろ、実施機関が量的に見て対応が可能なのかどうか、という問題だと思う。多分議論の中で出ていたのは、害意があるとか、敵意のある場合の大量請求、という言い方だと分からないから、そういうことではなくて、実質的に行政の業務を阻害するような形の大量請求というようにすべきだ、という意味で言っていたと思う。この文章は直された方が良いと思う。

13頁(4)の「諮問前の決定の見直し等についての実施機関に対する働きかけも」の所だが、違和感があるのは、実施機関に対する働きかけというと、外部からの働きかけのように読める。むしろ実施機関が自発的に、効果が上がるようにすべきではないかなと思う。実施機関自らが決定の見直しなどきちんとすべきではないかなと思う。文章を考えていただき

たい。14 頁の説明 も「実施機関への働きかけを、単に伝達や説明に止まらず」というのは県の内部の話ではないかと思う。実施機関への働きかけ、という書き方は妥当ではないと思った。

14 頁本文(5)の上の 2 行だが文章がおかしい。現在行われている条例施行以前の文書は不開示に対する異議申立ての対象となっていない、というようになるのだと思う。申出制度は救済制度である。それを本文の中に入れて、申出制度が異議申立ての対象とならないというふうに見えるので、これは説明としてはおかしいと思う。それと、説明責任という言葉が出てくるが、これは説明責任ではないと思う。説明責任というのは一つの事柄について、それをきちんと 100 パーセント、またはかなりの部分を説明すべきであるという話であって、ここに出てくるのは情報公開に対する責任というもっと広い意味だと思う。情報公開の請求があって、開示すべきであるのに不開示にしまった。それで異議申立てが出たというのは、説明責任の問題ではなくて、情報公開制度自体を理解していないから発生した問題である。15 頁の(6)の中にも説明責任が出てくるが、これは情報公開制度に対する答えではないかと思った。

大田議長       では、まず 1 頁目の情報公開推進委員会の言葉の使い方については、整理していただくことで良いと思う。3 頁本文の「プライバシー保護に留意しつつ」の前に「不必要に不開示の範囲が広がらないように」を入れるということだったが、いかがか。

瀧上委員       良いのではないか。

大田議長       では、これを本文に入れさせていただく。次は 5 頁。新たに付け加わった部分だが、分かりにくいので「推進委員会の」という言葉を入れて整理をする、ということだが。

瀧上委員       諮問の趣旨は(4)の表題、存否応答拒否処分の適用範囲を限定すること、である。推進委員会の意見はこういう範囲だと言っているが、福武委員が言われたように、限定することの是非について、を諮問の趣旨とするか、推進委員会の意見は限定すべきとするか、どちらかになると思う。

福武委員       推進委員会の提言は～限定すべき、というふうにした方がよいのではないか、と思った。

瀧上委員       それ以降の文章は、 の「限定すべきではないか」ということに対して 以下が書いてある。全体の文章はそのままにするなら、諮問の趣旨は、 の所を変えることになる。

大田議長       骨子案の 以下を分かり易くするためにあえて補ったが、表現が曖昧

だった。では、これは推進委員会の意見は、というような整理ということで。次に5頁説明の「必要性・不服申立て」の部分は「必要性や」という形にする。

次に6頁。先ほどの話では説明のとを入れ替えて文章を整理したらというふうに受け止めたが。

福武委員 本文が、不開示事項を審議するもの等を除き条例に明記、ということだから、結論はそうなる。問題はそれ以外の特別な基準をどうするか、という話である。その具体的な話が分からないから適当でないという話になる。

瀧上委員 説明を前にしても良いかもしれない。場合によってはだけ書けば良いかもしれない。

大田議長 を前にして、のところは、あることで余計に分かりにくいというのも困る。

瀧上委員 ならだけ書いておけば済んでしまう。

岩間委員 説明のとを取ってしまうのはどうか。要するに条例に明記することを検討すべきであると言っているのだから、その内容である基準をここで短く書くというのは、非常に複雑な問題なのでどうなのか。指針では弱いから条例で明記すべきだ、というのが趣旨だから、とが間に入っていると非常に分かりにくくなる。条例に明記することを検討すべきで、その検討の中身として開示・不開示の基準を検討する、ということなのだが。とが入ると、内容が行って戻ってきたりして文章としては分かりにくい。

大田議長 特別な基準が分かりにくいからあえてを入れたが、余計に分かりにくい、ということである。そうすればとを消すことで支障はないか。

佐野委員 説明の順番が逆ということなのではないか。消しても分かるが、せっかく入れたのだから。

岩間委員 の「特別の基準」が書いてないので、これは一体何を言おうとしているのか非常に不明確である。従って、これを読む県民からすると不信任感を抱くのではないか。

瀧上委員 だからの次にとして、「このため条例に、不開示事項を審議するもの等を除き、原則公開とする趣旨を明記することを検討すべきである。」とすれば。

福武委員 審議会で決議をして、非公開にするということを決めるというようなことが考えられるのかなとも思ったが。それも変な話で、その基準の意

味が分からなかった。

瀧上委員　　そうすると後退になってしまう。条例で不開示事項が決まっているのに審議会が穴を開けてしまう。より具体的な基準が情報公開の不開示事項以外に何かあるのか。不開示については多分ないと思う。むしろ会議の公開とか、情報公開の対象以外の話を書くというのはあるとは思いますが、それは公開、非公開の話ではない。「さらに公開を徹底すべき必要性が認められる。このため、原則公開を条例に明記することを検討する」ということで良いかもしれない。

岩間委員　　不開示事項を審議するもの等と「等」が入っている。この中身は今後明記する段階で検討する事柄だと思う。の「不開示条項等以外の」の「等以外の」も非常に書き方が不明確である。等は何を意味しているのか。

瀧上委員　　「等」というのは審議会において不開示条項の場合に特別にプラスするものがあるかということだが、あるかどうか。

大田議長　　事務局として、この点はどうか。

和田室長　　とを入れた趣旨は、審議いただいた中でこういう趣旨の御発言があったので入れた、ということなので、特に答申にまで書く必要がないということであれば、これを削っても趣旨においては問題ないと思う。不開示条項等の「等」だが、これは「審議会等の設置及び運営等に関する指針」では、会議の公開で次のいずれかに該当するものを公開しないことができるものの一つとして「情報公開条例 8 条各号に該当する事項について審査を行う場合」、(2)として「会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると審議会等が認める場合」、ということが書いてある。不開示条項という表現自体は情報公開条例 8 条各号の部分なので、それに(2)があったということで、そういう意味で「等」を付け加えたということである。

大田議長　　今の指針については、知る人ぞ知るで、普通これを見ただけでは分からないので、かえって全体の流れを阻害するというのであれば、このとを削っての次にをにして、その辺の文言を整理して、原則公開を徹底すべきだという趣旨を生かすべきだ、という整理でいかがか。

福武委員　　の文章がよく分からない。「指針について規範性が弱いかどうかは」となっていて、「必要性が認められる」となっているが、文章が成り立たないと思う。指針については、規範性は弱いのである。それは事実だと思う。指針については運用する側の姿勢の問題もあるが、規範性につい

ては問題があるので公開を徹底すべき必要性がある、とするなどと直さない。

佐野委員 弱いかどうかではなく、弱いのである。

岩間委員 これは弱いと言い切れるのか。実際の運用では。規範性が低いというのと弱いというのは違う。規範性は形式的効力が条例より下という意味と、だからと言って適当に扱っていいのかどうかという規範性の強弱の意味は別問題である。この文章はこれでいいと思うが、どうなのか。

永妻課長 規範力の捉え方によるのだと思う。右、左どちらか、というふうに完全に振り分ける程度の規範力はないかもしれないけど、方向性を決める程度の規範性はある。一概には言いにくい。

岩間委員 運用する側の姿勢の問題もあるが、しかし、仮に強いとしてもさらに公開を徹底すべき必要性が認められるので、条例で明記することなのか、規範性が弱いから条例で明記することなのか、どちらなのか。

佐野委員 指針というのは文言が抽象的だから規範性や拘束力が弱いということなのではないか。抽象的なものを条例で具体的に決めるという意味ではないか。

和田室長 指針は、あくまでも県内部の問題であり、条例になると対外的にも明確にされるということはあると思う。行政内部として指針だから従わなくても良いということではないとは思いますが、表明する力が違うものではないかと思う。

岩間委員 県では指針により原則公開となっている。ここから条例で明記することとの間の関連性が問題である。ここは、あるからもう良いではないか、という議論もあるはずである。それに対して、規範性が弱いというのと、弱いかどうかについては運用がからんでいるけども条例で明記しよう、という書き方があるが、後の方が指針の規範性は弱いのだとするよりも、整合性があるように思う。

福武委員 文章が変だ、ということだけである。指針について規範性が弱いかどうかはともかくとして、さらに公開を徹底すべき必要性が認められる。とすれば一番良い。

岩間委員 ここにいくつか説明が省略されている。そこで規範性という言葉が急に出てくるから。

瀧上委員 指針については運用する側の姿勢が絡んでくるが、さらに公開を徹底する必要性が認められ、条例で制定する必要性がある、とすることも考

えられる。

大田議長 その時は規範性が強いとか弱いとか言わないで。

岩間委員 で、その公開手続き等を規定している。しかし、さらに公開を徹底すべき必要性が認められるので、 の不開示事項を審議するもの等を除き、原則公開とする趣旨とつなげればすっきりする。

大田議長 では、今のような形で。

瀧上委員 「不開示事項を審議するもの等を除き」を付けるかどうかだが、条例で明記するものの中身を、不開示条項を審議するもの等を除きとするのかどうかは、検討する話ではなかった。本文の中も取ってしまい、重要な情報であるから原則公開を徹底すべきであり、条例にその趣旨を、とってしまう。後は説明として指針があると言う。

岩間委員 「不開示事項を審議するもの等を除き」という言葉を入れたのはそれなりに意味があったのでは。

瀧上委員 ここでは、こういう規定を設けなくても良いではないか、というのと、当然それは審議会に関する情報であって情報公開条例の不開示条項で判断されるから、あえて書く必要があるのか、という議論があった。

岩間委員 ここを取って先ほどのような文章にすると、指針では不開示事項を審議する場合等を除いて原則公開としている。そこから更に公開を徹底する必要がある、という言い方になってくると、不開示事項を審議するものについても公開すべきだ、というニュアンスが入ってくるのか。

瀧上委員 積極的にそこまでは考えていない。

岩間委員 ただし、だからといって、ここの審査会として不開示事項を審議する場合は非公開にすべきだという考え方であるならば、それは入れておいた方が良いのではないか。

大田委員 ここは、以降を整理していただくということで、後で、出来上がったものを御覧いただく。

永妻課長 基本的に今までの議論を個別的に拾い上げているので、それぞれの整合性は取れていない部分がある。

大田議長 次は 8 頁。これは(7)の本文のなお書きの所に、「大量請求に見られるような」という表現を補うという御意見だったが。

佐野委員 大量請求に限定して良いか。例示的に入れるということか。例示的に大量請求の問題を入れるというのなら、意味はあると思うが。限定的に入れるというのなら問題があると思う。

岩間委員 大量請求をここで言おうとしている場合に、「実施機関と開示請求者等



の問題」という表現の中に大量請求が入るのかどうか。違うと思うが。実施機関と開示請求者等の問題と言うと全部入ってしまう。大量請求を主に念頭に置いたとすると、これは実施機関と開示請求者との問題なのか。実施機関と開示請求者との喧嘩で大量請求の問題が起きているようなニュアンスで受け取っているのだが、そういうことか。

佐野委員 例示的で入れるなら良いと思うが、限定的に入れるとなると非常に問題だと思う。

岩間委員 大量請求の問題をこういう表現で書くのはいかがなものか。大量請求といってもいろんな場合がある。

佐野委員 だったら、入れないほうが良い。

大田議長 説明の所でも大量の異議申立てという表現が出てくる。

佐野委員 そうすると説明も問題になってくる。

岩間委員 窓口対応等のトラブルが原因となっている側面があるのは確かなのだが。大量請求という概念には、過去の事例と概念そのものの問題の二つがあると思う。一般論とすると大量請求というのは別にトラブルの問題ではない。過去の事例が比較的そういう側面があったので、こういう書き方になっているのだと思う。ただ、この本文のような言い方だと、大量請求をこういう形で言うのがどうか。

佐野委員 大量請求自体が即、悪いというわけではない。理由のない大量請求が悪いということである。大量請求自体は大量請求だという理由では拒否できないはずである。それに害意があるなどの理由が問題になる。だから大量請求の概念というのは悪なのか。そういうことは言えないと思う。入れない方が良いと思うが。

福武委員 「実施機関と開示請求者との間に発生する諸問題は」というのではどうか。

岩間委員 そこに大量請求は入ってくるのか。

福武委員 そこに入るかどうかは別である。

岩間委員 そうだとすると何を言おうとしているのか。

福武委員 それは説明 に書いてある。

佐野委員 ここの「信頼関係が築けていない」というのは、まさに実施機関と開示請求者との問題ということになる。

岩間委員 この、本文のなお書き以下は、一体何を言おうというのか。

瀧上委員 これは、開示請求制度では、開示請求者と実施機関の間には、基本的に情報公開条例上の問題があるのであって、ここに新たに、現在条例上

にない第三者機関をかませようとしている。本来、請求者と実施機関の間で解決すべきものを安易に第三者に委ねるのはどうか、ということである。

岩間委員 それは分かるが、推進委員会の提言は安易に提案されたのではなく、かなり切羽詰った形でこういう問題が出ているのではないか。推進委員会もそんなに簡単に言っているわけではないと思う。

佐野委員 このなお書きは、推進委員会に向けられたものではなく、実施機関と開示請求者に向けられたものと私は思っているが。そうすれば、推進委員会の問題は起きてこないのではないか。

瀧上委員 こういう異例なものを入れることに違和感がある、ということである。説明にも記載しているが。

岩間委員 このなお書きはいるのか。

佐野委員 私は入れた方が良くと思うが。

岩間委員 では、それで結構である。

大田議長 今までの話でも、入れた方が良くということできていたので。

今、御意見をいただいたが、「請求者等の問題は」というのは分かりにくい所があるので、「請求者等との間に発生する諸問題は」という形にして、単に大量請求だけではなくて、信頼関係が築かれていないとか窓口対応が悪いということを含むということで、それについては実施機関が解決に向けて努力するということが、ここに書いてあるということで。では、ここはそういう整理をさせていただきたい。

次に、10 頁の(8)の説明 のなお書きの文章を直した方が良くということだが。

佐野委員 「拒否できる大量請求」というのが分からない。

大田議長 最初は長い文章だったと思ったが、要約してこうなったと思う。これは趣旨を踏まえて案を考えさせていただく。

瀧上委員 をあえて書かなくても良いとは思う。

岩間委員 大量請求を考えるに当たっては、害意とかではなく実際に処理できるかどうかということで考えるべきだ、という趣旨ではないか。そういうことをこの審査会の考えとしてまとめたのなら、それはそれで意味はある。だから、「拒否できる」という所はいらない。「拒否できる」を取って、大量請求の概念としては対処可能かどうかを基準に考えるべきである、という趣旨ではないか。

瀧上委員 ただ、 で、拒否処分が行われなかったのは拒否処分を行うに当たっ

ての基準がなかった、ということを行っているので、ここは、あくまでも拒否する場合の判断ということになる。

佐野委員 害意が明白な場合は含まれるのではないか。

瀧上委員 横浜地裁などで判決が出ていたり、基準を作ったりする自治体の例もあるので、そういった中でどういった場合が条例にある濫用的請求に当たるのか、はっきりさせる。それは実施機関側にも請求する側にも意味のあることである。

岩間委員 そういうふうに で議論したということか。

瀧上委員 そこは の思想を少し弱めている。

佐野委員 と を合わせて読めば理解はできる。 だけを取り出して読むと分からない部分もあるが。

瀧上委員 では、これは に分けないで、そのまま続けたらどうか。「なお、」を取って。 の内容の一部ならあえて にしなくても。

大田議長 では、そういうことで。

次は 13 頁の本文で、実施機関に対する働きかけは外部からのものではなく、自発的なものではないか、ということであったが。

瀧上委員 ここでの議論では、この間の最高裁の判決やいろいろな事例があったので、一件一件全部洗っていくというのではなくて、大量案件をいかに迅速に処理するかという点で見れば、現状を改めるためには、いろいろと蓄積のあるものをマニュアル化するなど情報共有して、迅速・的確に判断できるようにすべきという趣旨である。だから、実施機関に対する働きかけなのか、実施機関自身がそういったものを整理して的確に対応できるようにすべきか、ということである。

佐野委員 実施機関の自発的努力ということをお願いわけである。自ら見直しなさいよ、ということをお願いしたい。

瀧上委員 今、公開して良いものがたくさんあるのではないか、それを長い間置いておかないで処理してしまったらどうか。そこが、あまり特定されていない。

横山委員 実施機関自らが、というのが一番良いように思う。

岩間委員 「諮問前の決定の見直しについても、より具体的で成果があがるような」と取ってしまうのはどうか。

佐野委員 ここは、実施機関はもう少し前向きにやれ、という意味があるのではないか。だから、実施機関を取ってしまうのはどうか。

岩間委員 ただ、その前は、「実施機関自らが速やかに見直すことが必要であり、」

と言っている。諮問前の決定の見直しは実施機関がするわけだから、主語を書かなくても言わずもがなかと思う。

瀧上委員　では、実施機関は取ってしまうと。「諮問前の決定の見直し等についても、より具体的で」とする。

大田議長　そうすると説明文の所も。

瀧上委員　の「決定の見直しを行うことについては、単に伝達や説明にとどまらず、」として、「実施機関への働きかけ」を取ってしまう。

大田議長　では、そういうことで。

次に(5)の本文の所で二つある。「条例施行以前の文書についての申出制度は」の所。ここを「不開示に対する異議申立ての対象となっていない点で、」と御提案いただいた。それと「説明責任」が分かりにくいということだったが。

岩間委員　この文章の趣旨は、現在行われている条例施行以前の文書については、異議申立ての対象となっていない点で不十分であり、これらの文書についても開示請求の対象とするなどの見直しをすべきである、ということだと思うが。だから、「説明責任の観点から」を取ってしまったらどうか。「申出制度」も「等」も取る。

佐野委員　すっきりしている。

大田議長　今、修正いただいたが、そういうことで良いか。

和田室長　文章表現については説明に　があるので、そういったところも踏まえて案を作らせていただきたい。

大田議長　では、その辺を勉強した上で案を作らせていただく。一応、福武委員から御提案いただいたのは以上である。他にはあるか。

瀧上委員　今回、新たに追加された存否応答の審査会への報告の話だが、これは、審査会としては、報告を受けるだけと理解してよいか。当局の判断が適当かどうかは、不服申立てがあればその中で当然審査するわけだから。それは事後報告ということでよいか。

和田室長　今の案はそういうことである。

大田議長　では、本日の議論はこれで終わりにしたい。次回は、答申案の検討になる。答申案の作成について何かあれば。

和田室長　御意見をいただいたものを踏まえて、表現の問題についても、もう一回見直しをさせていただきたい。

大田議長　その進め方だが、本日お聞きしたことについて修正し、いわゆる答申原案を作成して、なるべく早くお示しして御意見をいただきたい。再整

理をしたものを答申案としてとりまとめて、次回、お諮りしたいと考えている。次回の日程だが、8月2日の月曜日、午前10時から、場所は本庁舎の多目的ホールである。

会議録署名人  
(委員長)

会議録署名人